

# 無店舗型電話異性紹介営業開始届出必要書類等 (法人・個人共通, **無店舗型電話異性紹介営業**)

必 要 書 類	個人	法人	備 考
○ 無店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書	○	○	別記様式第37号, 記載例参照
○ 営業の方法を記載した書類	○	○	別記様式第38号, 記載例参照
○ 事務所の使用について権原を有する書類	○	○	別紙参照
※ 電気通信設備を識別するための電話番号疎明書類の写し	○	○	客から受ける電話番号が明かとなる契約書の写し等
○ 営業者の住民票の写し	○		<b>本籍(国籍)記載のもの(コピー不可)</b>
○ 定款		○	
○ 登記事項証明書		○	いわゆる商業登記簿
○ 役員全員の住民票の写し		役員分	<b>本籍(国籍)記載のもの(コピー不可) 監査役のものも必要</b>
○ 手数料(3,400円)	○	○	

- ※1 営業開始届出書は, **営業を開始する10日前までに提出**してください。
- ※2 公的機関の証明書等は, **3月以内**に発行を受けたものを提出してください。
- ※3 届出書に不備等が無い場合は, 届出確認書を交付(通常10日以内)します。

## 届出後遵守すべき事項

- ① 事務所に届出確認書を備付け, 請求があった場合は提示する。
- ② 従業者名簿を備付ける。
- ③ 届出内容に変更が生じた場合は, 10日以内にその旨を届出する。  
など

## ○ 事務所の使用について権原を有する書類

- ① 届出者に事務所の所有権がある場合

登記簿謄本  
又は  
登記事項証明書等

- ② 所有権がある者から賃貸等している場合

登記簿謄本  
又は  
登記事項証明書等

+

賃貸契約書の写し  
又は  
使用承諾書(注)

- ③ 所有権がない者から賃貸等している場合

登記簿謄本  
又は  
登記事項証明書等

+

所有者から賃貸人への  
賃貸契約書の写し  
又は  
使用承諾書(注)

+

賃貸人から申請者への  
賃貸契約書の写し  
+  
使用承諾書(注)

**住居として賃貸契約をしている場合は、無店舗型電話異性紹介営業の事務所として使用することについての承諾書が必要です。**

別記様式第37号 (第69条関係)

		※受理年月日		※交付年月日	
		※受理番号		※交付番号	
無店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の17第1項の規定により届出をします。 広島県公安委員会 殿 年 月 日 届出者の氏名又は名称及び住所					
氏名又は名称 (ふりがな)		-----			
住所		〒 ( ) ( ) 局 番			
本籍・国籍					
生年月日		年 月 日生			
その法人に あつては、 代表者、	氏名 (ふりがな)	-----			
	住所	〒 ( ) ( ) 局 番			
	本籍・国籍				
	生年月日	年 月 日生			
(ふりがな) 広告又は宣伝をする 場合に使用する呼称		1	-----		
		2	-----		
		3	-----		
		4	-----		
事務所の所在地		〒 ( ) ( ) 局 番			
電気通信設備を識別するための電話番号					

手数料名	営業開始届(無店舗型風俗)(受付所営業以外)		
所属コード	清込区分	歳入科目	手数料額
50200	700	6481	3,400 円
			申請書 提出先 申請窓口 へ提出
2 050035 031300			

その2		
電 気 第 2 信 条 設 備 第 10 の 概 項 要 の	設 置 場 所 の 所 在 地	
	機 器 の 構 成 及 び 処 理 能 力	
営業を開始しようとする年月日		年 月 日

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 「本籍・国籍」欄には、日本国籍を有する者は本籍を、日本国籍を有しない者は国籍を記載すること。
- 3 「広告又は宣伝をする場合に使用する呼称」欄には、当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称（当該呼称が2以上ある場合にあっては、それら全部の呼称）を記載すること。
- 4 「事務所の所在地」欄には、営業の本拠となる事務所（事務所のない者にあつては、住所）の所在地を記載すること。
- 5 「機器の構成及び処理能力」欄には、電気通信設備の設置場所ごとの使用する電気通信設備の型番及び台数、当該電気通信設備に接続して使用する電話回線数等の事項を記載すること。
- 6 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

